

議案第20号 小松島市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

消費税率引上げや周辺自治体との手数料の均衡等を踏まえ、一般廃棄物処理手数料（指定ごみ袋を使用する場合を除く。）について消費税相当額を増額する等の改正を行うもの。

小松島市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年小松島市条例第18号)新旧対照表

現行				改正後（案）				備考
別表(第10条関係) 一般廃棄物処理手数料表（抜粋） (1) 本市が収集、運搬及び処分をする場合				別表(第10条関係) 一般廃棄物処理手数料表（抜粋） (1) 本市が処分をする場合				改正
種別	取扱区分	単位	処理手数料	種別	取扱区分	単位	処理手数料	
(1) 可燃ごみ及び燃えがら	規則で定める特別有料収集計画により行う場合	10キログラム 又は0.02立方メートルまでごとにつき	53円	(1) 可燃ごみ及び燃えがら	本市が処分のみをする場合（規則で定める特別有料収集計画により行う場合）	10キログラム 又は0.02立方メートルまでごとにつき	55円	
(2) ごみ燃えがら及び粗大ごみ	規則で定める臨時又は随時収集計画により行う場合	最大積載量0.5トン以下の車両 最大積載量0.5トンを超え1トン以下の車両 最大積載量1トンを超える車両	1台につき 2,100円 2,100円 2,100円に車両の最大積載量が1トンまでを増すごとに2,100円を加算した額	(2) ごみ燃えがら及び粗大ごみ	本市が処分のみをする場合（規則で定める臨時又は随時収集計画により行う場合）	最大積載量1トン以下又は定めのない車両 最大積載量1トンを超える車両	1台につき 2,200円 2,200円に車両の最大積載量が1トンまでを増すごとに2,200円を加算した額	

(3) し尿	従量割	180リットルま で	1,530円
		超過料金18リ ットルまでごと につき	153円
(4) 犬、ねこ等 の死体	規則により臨時収集計画に より行う場合	1体につき	525円
(5) 布団その他 これに類す るもの	規則で定める臨時又は随時 収集計画により行う場合	1件につき	210円
(6) その他の一 般廃棄物	規則で定める臨時又は随時 収集計画により行う場合	0.06立方メー トルまでごと に	210円

(3) 本市が処分のみをする場合

種別	取扱区分	単位	処理手数料
(1) 可燃ごみ及	規則で定める特別有料収集計 画以外により行う場合	10キログラ ム又は0.02	32円

(3) し尿	従量割	180リットルま で	1,650円
		超過料金18リ ットルまでごと につき	165円
(4) 犬、ねこ等 の死体	本市が収集運搬及び処分を する場合（規則で定める臨 時収集計画により行う場 合）	1体につき	550円
			本市が処分のみをする場合
(5) 布団その他 これに類す るもの	本市が収集運搬及び処分を する場合（規則で定める臨 時又は随時収集計画により 行う場合）	1件につき	220円
			本市が処分のみをする場合
(6) その他の一 般廃棄物	本市が収集運搬及び処分を する場合（規則で定める臨 時又は随時収集計画により 行う場合）	0.06立方メー トルまでごと に	220円
			本市が処分のみをする場合

削る

び燃えがら		立方メートルまでごとにつき	
	最大積載量0.5トン以下又は最大積載量の定めのない車両による搬入の場合	1台につき	1,050円
	最大積載量0.5トンを超え1トン以下の車両による搬入の場合	1台につき	2,100円
	最大積載量1トンを超える車両による搬入の場合	1台につき	2,100円に車両の最大積載量が1トンまでを増すごとに2,100円を加算した額
(2) 不燃ごみ及び粗大ごみ	最大積載量1トン以下又は最大積載量の定めのない車両による搬入の場合	1台につき	2,100円
	最大積載量1トンを超える車両による搬入の場合	1台につき	2,100円に車両の最大積載量が1トンまでを増すごとに2,100円を加算した額
(3) 犬、ねこ等の死体		1体につき	315円
(4) 布団その他		1件につき	105円

これに類するもの					
(5) その他の一般廃棄物		0.06立方メートルまでごとに	105円		